

令和4年3月18日

第21回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 令和4年3月18日(金) 午後1時30分
2. 会 場 市役所 701会議室
3. 出席委員 14名
4. 出席の委員
3番 柴山 栄重 6番 中村 謙一 7番 野崎 俊幸
8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子 11番 大宮 篤司
12番 菅野 善晴 13番 菱沼寿美恵 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 21番 齋藤 貴裕
23番 宍戸 薫 24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 4番 吾妻 良博
5番 加藤 良子 10番 渡邊 俊春 14番 渡邊 正芳
18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫
22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者
事務局長 高橋 善則
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 主 事 中野 華子
農地係長 猪本 由美子 副主査 菅野 貴裕

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第7号 「福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領」の全部改定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 会長 事務局長 議長 農地係長 議長 議長 農地係長 議長 農地係長 議長 議長 議長 議長 議長 議長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出出席自粛委員の報告をお願いします。

本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い規模を縮小して行うことから、1番 小山正雄委員、2番 佐藤秀雄委員、4番 吾妻良博委員、5番 加藤良子委員、10番 渡邊俊春委員、14番 渡邊正芳委員、18番 安田善喜委員、19番 渡邊友一委員、20番 黒澤喜久夫委員、22番 阿部哲也委員より出席自粛の旨届出がありました。

事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、14名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第21回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

12番：菅野善晴委員、13番：菱沼寿美恵委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の中野主事を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(158件)】

合計158件、令和4年3月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転7件の計7件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長3番(発言を求める。)

3番(発言を許可する。)

整理番号1番ではありますが、譲受人は果樹専門農家であり、自作地付近の農地を取得し、ももを栽培する予定となっております。区域協議会では問題ないと判断しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号2番について説明いたします。譲受人は会社員兼農業をされている方で、定年を迎えて時間ができ、自宅付近で使われていない休耕地があったということで申請がありました。区域協議会としては問題ないと判断しましたので、審議のほどよろしく願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号3番の案件でございます。こちらは議案第2号整理番号7番の案件に関連しています。譲受人の土地を議案第2号で所有権移転し、申請地に隣接する譲渡人の田んぼを代替地として取得する案件でございます。区域協議会では問題なく、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号4番から3ページ7番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号4番、5番の譲渡人につきまして、それぞれ高齢及び旦那さんが亡くなってしまい耕作出来ないということで、共に経営規模の拡大ということで同じ方が譲り受けます。整理番号6番につきましては、譲受人が先月に譲り受けた土地の続きということで、経営規模の拡大を行います。整理番号7番については、譲受人が昨年譲り受けた土地の隣が申請地となっており、耕作に便利ということで申請がありました。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしく願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転8件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	3番（発言を許可する。）
3番	整理番号1番ですが、市の水道施設の耐震工事で付近の整備事業のため、工事車両ならびに仮設事務所の敷地を譲渡人の農地を借りて一時転用する案件となります。市の事業でもあり、区域協議会では問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号2番については、譲受人の現在の建物が老朽化ならびに手狭になったということで、新築移転するための申請となります。場所は信陵支所の北側になり、周りは住宅地やコンビニ、警察の派出所等となっているため、周辺の農地に影響はありません。整理番号3番ですが、譲渡人が相続で取得した農地となりますが、現在、耕作されておりません。譲受人へ所有権移転し、建売分譲敷地の計画となっていて、周辺の農地には影響はございません。以上、区域協議会では問題ないと判断しました。よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号4番、5番について、隣地のため関連がありますので一緒に説明いたします。申請地はそれぞれ譲受人が譲渡人と折り合いが悪く、測量を入れないまま使用していたが、今回、

	<p>測量をして初めて農地だと分かったため申請に至りました。区域協議会としては問題ないと判断しました。何卒よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号4番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
12番	<p>議長12番（発言を求める。）</p>
議長	<p>12番（発言を許可する。）</p>
12番	<p>整理番号7番の案件でございます。こちらは議案第1号整理番号3番の譲受人に関連しています。申請地は平野中学校の北側にあり、第2種農地となっております。周りの営農に問題はないため、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号5番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
15番	<p>議長15番（発言を求める。）</p>
議長	<p>15番（発言を許可する。）</p>
15番	<p>整理番号8番ですが、譲受人が工場1棟と手狭になった露天駐車場を設けるための案件でございます。周りの農地に影響はございませんので、区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号6番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
21番	<p>議長21番（発言を求める。）</p>
議長	<p>21番（発言を許可する。）</p>
21番	<p>整理番号9番、10番の案件ですが、内容につきましては記載の通りでございます。整理番号9番は、譲受人が新しく店舗を出店するにあたり、社員駐車場として利用するための申請になります。整理番号10番は、譲渡人の娘夫婦が譲受人となっており、分家住宅建設のための申請であり、周辺農地に影響も少ないです。区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>

農地係長	区域番号7番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号11番について説明いたします。申請地は譲渡人が相続で取得した農地であり、現在、耕作されておられません。譲受人につきましては、近隣に墓地と本堂を持っており、駐車場が手狭になったので所有権移転することになりました。転用目的が駐車場敷地のため、周辺の営農に影響がないということで、区域協議会では許可相当と判断いたしております。よろしくご審議をお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	7ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号5番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号の1番、2番について説明申し上げます。1番、2番共に願出事由に記載のとおり30年以上耕作されておられません。区域担当委員及び事務局と現地確認を行い、山林になっていることを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号3番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号3番の案件ですが、内容につきましては記載の通りでございます。2月21日に区域担当委員と事務局で確認して参りましたが、杉林となっており、農地としての利用は困難

であると判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをご覧ください。議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号1番について説明いたします。願出人は移住されて来た方で農業を一生懸命やっております。区域担当委員により農業用倉庫が建っていることを確認しました。区域協議会としては問題ないと判断しましたので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。一般分のうち利用権設定が76件、261,147.79㎡、所有権移転が3件、9,985㎡、福島県農業振興公社への貸付分が19件、58,119.54㎡、一般分については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、福島県農業振興公社分については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。また、福島県農業振興公社への貸付分の設定を受ける者が新規就農者の場合、詳細については別添「調査書」をご参考ください。

一般分ですが、議案書10ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	3番（発言を許可する。）
3番	整理番号1番について、申請地は花見山の入口周辺にあり、毎年、菜の花畑として花見山全体の景観を良くするため栽培を行っております。整理番号2番については、設定を受ける者は74歳と年齢も考えまして、3年間の契約としております。共に再設定となっておりますので、問題はないと区域協議会では判断いたしました。審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号3番から12ページ14番までの12件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号3番について、申請地は設定する者が相続で得た農地で耕作出来ないため、設定を受ける者に耕作をお願いするようになります。設定を受ける者は認定農業者の若手農家であり、両親も一緒に農業をされているため、地元で大きく経営をされております。整理番号4番については、再設定で以前から耕作しております。整理番号5番、7番、8番については、設定を受ける者の自宅付近の農地で、自作地の隣接農地を耕作します。整理番号6番については、再設定であり、現状も適正に管理されています。整理番号9番、10番についても、再設定で現在、りんごが作付されており、適正に管理されています。続いて整理番号11番、14番については、以前から設定を受ける者が借りて耕作していましたが、今回、正式な手続きをとり、書面に残したいということで申請がありました。整理番号12番、13番については、再設定で適正に管理されております。以上、区域協議会では問題ないと判断しましたので、審議のほどよろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号15番から13ページ20番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号15番について、設定を受ける者は地域で一番に田んぼ、果樹と一生懸命やられている方となります。以前から借りて耕作はしていましたが、今回、正式に申請がありました。整理番号16番も同じく、以前からりんごの栽培を引き受けており、現地を確認しましたが間違いなく耕作されておりました。整理番号17番について、設定を受ける者は田んぼの経営面積を広げて頑張っています。整理番号18番、19番、20番は再設定ですので、問題はありませぬ。区域協議会では全て問題なしと判断しましたので、審議のほどよろしくお願

いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号21番から14ページ27番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号21番から27番までの案件について説明いたします。まず再設定の整理番号21番、22番、24番、26番につきましては、きちんと耕作されていることを区域担当委員が確認しております。続いて新規の案件で、整理番号23番でございますが、設定を受ける者は小菊を中心に栽培していますが、両親は以前からも、りんごを中心に栽培しており、今回、申請地近くに耕作地もあるので、耕作をお願いするという案件になります。賃借料については、申請者間で固定資産税くらいの賃借料に設定するというで話がまとまったようです。整理番号25番については、親子間での案件でございます。今回、息子さんが中心的に農業をやるということで、意欲的にやって欲しいというお父さんの考えもあり、使用賃借権を結ぶようになります。併せて整理番号27番につきましても、今までは父名義で契約をしていた案件でございますが、息子さん名義で契約するものとなります。全て区域協議会では、問題なしと判断したところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号28番から17ページ38番までの11件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号28番、29番、30番につきましては、再設定であり適正に耕作されていること確認しております。整理番号31番、32番、33番、34番につきましては、整理番号30番の設定を受ける者が耕作するようになり、適正に耕作されると思われまます。整理番号35番については、設定する者が身体を壊して出来ないなので耕作をお願いするようになります。続いて整理番号36番でございますが、設定を受ける者は意欲的に水稻を耕作されている方でございます。整理番号37番、38番については、再設定で適正に耕作されています。いずれの案件も区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号39番から25ページ66番までの28件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号39番から66番までの28件でございますが、内容につきましては記載の通りでございます。新規23件、再設定5件でございますが、新規23件のうち21件が息子さんに経営移譲したため新しく契約を結ぶようになり、内容は再設定と変わりありませんので、区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号67番から26ページ76番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号71番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。24番、一時退席願ひます。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
事務局	議長、事務局（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
事務局	退席しました議席番号24番に代わり、事務局より区域協議会の意見について述べさせていただきます。整理番号67番につきまして、新規となっておりますが地元の農業委員さんが仲介した案件となっております。設定を受ける者につきましては、隣接地で梨を耕作しており、今回の申請地では、梨の交配種を行う計画となっております。続きまして68番は再設定となっており、現在適切に耕作が行われています。整理番号69番ですが、新規ではあります。今まで設定を受ける者の義理のお父さんが耕作されており、適切に管理されています。続いて整理番号70番、71番、72番、73番、74番、75番、76番はいずれも再設定ということで、適切に耕作、管理されています。以上、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	27ページ、所有権移転分ですが、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号1番については、移転しようとする者の年齢的な問題もあり、移転を受けようとする

る者へ所有権移転する案件となります。面積が大きいですが、大規模に農業をされている方のため、きちんと耕作されるものと判断しております。続いて整理番号2番ですが、移転しようとする者は高齢により、昨年あたりから少しずつ農地を所有権移転しています。今回、近所の方が引き受けますが、果樹を中心にきちんと栽培している方なので問題ありません。ご審議よろしくお祈いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお祈いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

事務局 議長、事務局（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

事務局 整理番号3番につきまして、退席された議席番号24番の仲介によって成立した案件となります。移転を受けようとする者につきましては80歳と高齢ですが、申請地が自宅付近であること、息子さんが仕事を辞めて手伝われているということ踏まえまして、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお祈いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 28ページ、福島県農業振興公社への貸付分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお祈いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番ですが、設定を受ける者は専業農家で大規模に農業に励んでいる方でありまして、従業員も16人いることから、区域協議会では問題ないものと判断をいたしました。審議よろしくお祈いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお祈いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号2番については、設定する者が耕作が難しい状況になり、耕作をお願いするようになります。設定を受ける者は現在、もも、りんごを中心に経営しており、自作地付近で規模拡大を図ります。整理番号3番について、設定する者が高齢となり耕作が難しいという状況ということのため、設定を受ける者が自作地と隣のりんご畑を借りて耕作するようになります。

す。整理番号4番について、こちらについても自作地付近でりんご畑を借りて耕作するようになります。設定を受ける者については現在、りんごを栽培しておりますので、今後も問題なく耕作できるものと考えております。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号5番及び6番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号5番、6番について説明いたします。共に何年も前から口約束で借りて耕作しており、今回、改めて農地中間管理機構を通して契約をした案件となります。実際にきちんと耕作されているため、区域協議会では問題ないと判断しました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号7番及び8番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号7番の設定を受ける者は、もも、りんごと大規模に経営されている方で、問題なく耕作されるものと思われます。整理番号8番の設定を受ける者は、干しぶどうで一生懸命やられている方で間違いなく耕作されるものと思われます。区域協議会では問題なしと判断しましたので、よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号9番から30ページ13番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号9番から13番までの5件でございますが、区域担当委員が法人を立ち上げ、今まで借りていた土地を、農地中間管理機構を通して新規で借りて耕作する案件となります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長
農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号6番、整理番号14番及び31ページ15番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長
21番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長21番（発言を求める。）

議長
21番 21番（発言を許可する。）

議長
21番 整理番号14番、15番の案件ですが、内容につきましては記載の通りでございます。昨年、設定する者が体調を崩したため、代わりに設定を受ける者がそれぞれ耕作していました。今年以降も耕作が困難ということで、農地中間管理機構を通じてそれぞれが契約を行います。区域協議会では問題なしと判断しましたので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長
農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号7番、整理番号16番から19番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長
事務局 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長、事務局（発言を求める。）

議長
事務局 事務局（発言を許可する。）

議長
事務局 事務局から整理番号16番から19番について説明させていただきます。まず整理番号16番につきまして、設定を受ける者は昨年4月から農地中間管理機構通して農地を借りて新規就農された26歳と若い方になります。今回、申請地と自宅が若干離れてはいますが、新たな試みなど積極的に行っていきたいということで、問題はないと思われま。整理番号17番につきましては、昨年11月から農地中間管理機構を通して農地を借りて新規就農している法人となります。今までは代表者個人として農地を借りていましたが、新たに法人を立ち上げて、法人名義で借りるという案件になっております。代表者は地区の中心的な担い手になっているということで、松川の法人ではありますが、問題ないと判断しました。続いて整理番号18番につきまして、設定を受ける者は昨年9月から新規就農している方になります。隣接地を借りて耕作しており、規模拡大という案件になります。整理番号19番につきましては、設定を受ける者は近隣の農地で大規模に野菜を栽培しております。以上、区域協議会ではいずれも問題ないと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長
それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長
異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
24番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
（入室、着席する。）

議長
議事を再開します。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 33ページをご覧ください。議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

34ページ、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号1番ですが、所有者の娘さんが変更申出者の一人であり、分家住宅の案件となります。また整理番号2番については、整理番号1番の分家住宅のための進入用道路の申請で、周辺の営農に対する問題もないということで、区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号3番についてですが、所有者の駐車場は出入口が狭く、住宅から少し離れた場所に車を停めています。高齢になってきたため、近くに駐車場を設けたいということでの申請で、区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号4番の案件ですが、内容つきましては記載の通りでございます。保育園の駐車場が狭く、送迎の時間帯は周辺が渋滞しており、地域の要望があり、駐車場を拡大したいため申請するものです。区域協議会では問題ないと判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 35ページをお開きください。議案第7号 「福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領」の全部改定についてですが、これは農地法（昭和27年法律第229号第2条第1項の規定の適用を受けない土地、非農地）の判定事務等についての必要な事務を定めるものです。

（詳細説明）

つきましては、この要領を令和4年4月1日に施行してよろしいか、また、詳細は議案書の通りになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第7号 「福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領」の全部改定について、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 報告は、議案書42ページ報告第1号から50ページ報告第6号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 続きまして、第24期福島市農業委員会「第2回年度総会」として審議することとしておりました議案を上程します。

事務局、議案名の朗読をお願いします。

次長 それでは別に送付しております、第24期福島市農業委員会第2回年度総会議案の1ページをご覧ください。

1 議案第1号 令和3年度事業報告について
議案第2号 令和4年度事業計画（案）について

2 報告第1号 令和3年度福島市農業委員会決算見込及び令和4年度福島市農業委員会予算について

令和4年3月18日 福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

次長 議案第1号、令和3年度事業報告について、ご説明いたします。

3ページをご覧ください。1 各種会議等の開催

6ページをご覧ください。2 要請・意見提出活動

7ページをご覧ください。3 委員の資質向上

8ページをご覧ください。4 農地法等業務、5 農地等の利用の最適化の推進

9ページをご覧ください。6 農村活性化事業 （1）地域農業担い手対策事業ですが、区域協議会でご報告いただいた内容をご協議いたします。追加の資料をご覧ください。各区域での担い手である認定農業者等との意見交換会を実施し、区域ごとのテーマに沿った話し合いを実施するものですが、開催時期により新型コロナウイルス感染防止のため中止し、昨年度に引き

続き代わりに区域毎に認定農業者等から意見を聴取しました。開催状況について、飯坂区域におかれては、昨年12月に記載の通り実施をいただいているところでございます。裏面をご覧ください。その他各区域からの主な意見でございます。それでは総会資料の方にお戻りをいただきまして、次に10ページをご覧ください。7 情報・広報活動、8 農業経営11ページをご覧ください。9 その他でございますが、詳細は議案書のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 令和3年度事業報告は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

次長 議案第2号、令和4年度事業計画（案）について、ご説明いたします。

14ページをご覧ください。I 令和4年度基本方針、重点事項4項目の記載になります。

15ページをご覧ください。II 事業内容 1 各種会議等の開催

16ページをご覧ください。2 要請・意見提出活動、3 農業委員会研修への参加

17ページをご覧ください。4 農地法等業務の適正な執行、5 農地等の利用の最適化の推進

18ページをご覧ください。6 農村活性化事業、7 情報・広報活動

19ページをご覧ください。8 農業経営と税金で、詳細は議案書のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 16ページの各種会議等の開催において女性農業委員等選任の推進と令和4年度の計画にあります。どういう形で検討会を設置するのか具体的に検討されてることはありませんか。お願いたします。

議長 事務局説明願います。

次長 検討会でございますが、次年度早々に女性農業委員等の選任のために、農業委員会としての組織の設置をお願いしまして、その中で改選に向けて委員の数を増やしていけるよう具体的なことを検討していきたいところであります。年度変わり早々にもご相談させていただきたいと考えております。

9番 日程が決まっていることもあるので、早め早めに対応していかないと間に合わないこととなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長 そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 令和4年度事業計画(案)は、原案のとおり決定いたします。
次に、報告第1号について事務局の説明を求めます。

次長 報告につきましては、議案書20ページになります。議案書に記載のとおりとなりますので
お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを大宮職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)
慎重審議ありがとうございました。
これで、第21回総会を終了いたします。

(午後2時53分)

令和4年3月18日

これは、福島市農業委員会第21回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人12番 _____

議事録署名人13番 _____